

## 2014年9月定例会 末田正彦質問原稿

みなさんおはようございます。日本共産党倉敷市議会議員団の末田正彦です。

質問に先立ちまして、先般、記録的な豪雨により、広島市で起きました大規模な土砂災害で、お亡くなりになられた方々のご冥福を心からお祈りいたしますとともに、被害にあわれた皆様に心からお見舞い申し上げます。

日本共産党は、ただちに山下芳生書記局長を本部長とする国会議員らによる災害対策本部を立ち上げ、現地の党災害対策本部と一体となって、現地調査、被災情報の収集、被災者の安否確認とお見舞い、要望の聞き取り、行政への申し入れなど、緊急対応に取り組んできました。日本共産党岡山県委員会も救援募金のよびかけなど支援活動をおこなっています。

日本共産党の立党の精神は、国民の苦難軽減のために献身することであります。私も盆休み、岩国市での泥出しボランティアに参加しました。床上浸水し、土砂が流れ込んだお宅に伺い、泥掻きを行ないましたが大変な状態でありました。微力ではありますが、今後も被災者支援のために力をつくすことを表明し、質問に入ります。

## 1. 最初に、防災対策の強化を求めて、2点質問いたします。

## (1) 土砂災害対策の強化を求めて

最近、集中豪雨により、8月6日岩国市での土砂災害をはじめ、全国各地で土砂災害や浸水被害などが相次いで起きています。そして、8月19日～20日には広島市で表層崩壊による大規模な土砂災害が起きました。集中豪雨が原因ではありますが、今回被害を大きくしたのは、危険な地域への宅地開発の拡がりがあった、とも指摘されています。本市においてもこうした災害を教訓に、安心して住めるまちづくりを進めていかなければなりません。まず、土砂災害対策の強化を求めて質問いたします。

① 「政府は8月21日、土砂災害警戒区域の指定促進に向け、支援強化の検討を始めた」との報道がなされました。これを受けて岡山県も、県内11,999箇所土砂災害危険箇所について、平成27年度末までに土砂災害警戒区域の指定を行なうと発表しました。562箇所の土砂災害危険箇所、276箇所の土砂災害警戒区域を抱える本市にとって、土砂災害から市民生活を守る上での課題をどう捉えているのか、まずお尋ねします。

② 次に、災害の恐れのある箇所の調査、総点検の課題です。広島市の土砂災害では、調査及び警戒区域への指定の遅れが指摘されました。

本市の現在の調査状況・指定状況の到達をお示しください。あわせて、土砂災害危険箇所、指定はされていないが危険性が潜んでいる箇所の総点検を急いで行なうことを求めます。まずは住民の皆さんに知ってもらうことが肝心です。県任せではいけません、市が積極性を発揮して取り組むことが必要です。答弁を求めます。

私は、H23年9月定例会で、過去の災害の記録を掘り起こしての検証の必要性と土砂災害警戒区域などの総点検・必要な見直しを求めましたが、その後はどうなのか？また、H23年の台風12号で土砂災害を受けた郷内小学校付近は、危険箇所、区域指定とも行なわれていませんでした。その後は？あわせて答弁を求めます。

③-1 次に、土砂災害から市民を守るための対策強化を求めて質問します。

砂防3法と言われている「砂防法」、「地すべり防止法」、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づく、すばやい対策・整備を求めるものですが、現在の対策・整備状況をお尋ねします。また、いつまでにどのように進めようとしているのかあわせてお尋ねします。

③-2 次に、市長も提案理由説明でもふれましたが、新たな調査・指定の結果を踏まえた洪水・土砂災害ハザードマップの改定が急がれます。そのさい、洪水、土砂災害など災害種別ごとの避難所の記載など改善を図ってもらいたい。H23年の台風12号では、避難所である郷内小学校の裏山が崩れる、また児島小学校は小田川の洪水で近寄ることもできない、など問題点が浮き彫りになりました。答弁を求めます。

③-3 次に、雨量計の新設など監視体制の整備を求めます。児島地域において雨量計は、児島消防署、児島支所など沿岸部に偏在しています。最近の雨は局地的・集中的に降るのが特徴です。河川洪水を考えると、河川上流部への雨量計の設置は有効ではないかと考えます。効果的な配置を含め検討したいと思います。答弁を求めます。

(2) この項の2点目は、大島港の高潮対策を早く、という質問です。

① 未だに遅れている排水管、道路側溝からの逆流対策を求めます。議長のお許しを得てパネルを用意しました。8月10日の台風11号での大島の県道、高潮による道路冠水の様子です。防潮堤を超えなくても、写真のような状態で、さらに道路側溝を通じて山側の溝にも海水が流入します。この状態をいつまで続けさせておくつもりですか、対応を求めます。

2. どの子にも豊かで平等な子育て支援策を求めて質問いたします。

(1) この項1点目は、子ども・子育て支援新制度について、議案第94号、95号、96号から質問いたします。

来年4月から子ども・子育て支援新制度が実施されます。最大の特徴は、これまでの市町村の責任によって保育を提供する現物給付の制度を改め、利用者と事業者の直接契約を基本にする現金給付のしくみへの変更です。市町村の保育責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることとなります。さらに、保育者の資格要件の緩和などが盛り込まれ、施設・事業によって保育に格差が持ち込まれることとなります。

今議会に、子ども・子育て支援新制度関連議案が提案されています。その内容は、残念ながら国の基準を踏襲したものになっており問題です。

① まず、職員についてお尋ねします。施設・事業によって保育者の資格要件が緩和されています。特定地域型保育事業のうち、小規模保育事業B型では保育士の割合は2分の1以上。C型および家庭的保育事業では家庭的保育者として無資格者でよい、となっています。定員数が少ないからといって無資格者での保育でよいということにはなりません。すべての事業で保育者は保育士資格者とすることが当然だと考えます。児童福祉法1条2項には「すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」と謳われており、本法に抵触するものではありませんか。見解を

求めます。

また、家庭的保育者は「保育士と同等以上の知識及び経験を有するもの」とありますが具体的にどうなのか。あわせて答弁を求めます。

(再質問) 保育の専門家は保育士であって、看護師であろうと保健師であろうと他の資格でこれを補えるものではありません。保育学科を持つ短期大学を運営している市として本当にそれでよしとするのですか。子どもにとっても学生にとっても不幸なことです。そうは思いませんか、どうですか。

② 次に給食についてお尋ねします。

厚生労働省の「保育所における食育に関する指針」では、「子どもは、毎日の保育所での食事を通して、食事をつくる人を身近に感じ、つくられた食事をおいしく、楽しく食べ、それが「生きる」ことにつながっていく。それを実感できる環境を構成することが望ましい」と謳われています。給食は自園調理とし、調理室を設け調理員を配置して運営することを求めます。見解をお伺いします。

また、特定地域型保育事業については、3歳未満児が主たる対象児と想定されているにもかかわらず、外部搬入を認めているのは問題です。見解を求めます。

③ 次に、利用調整についてお尋ねします。支給認定保護者が、市町村の保育実施義務が明確な認可保育所を求めて、そこに入れなかった場合はどうするのですか。待機児童としてきちんと把握するのですか、不足している場合には認可保育所の増設を検討すべきだと考えますがどうですか。

また利用調整で、認可保育所不足を理由に保育コンシェルジュ事業によって、認定子ども園や特定地域型保育事業に誘導し、市町村の保育実施義務を曖昧にさせるような運用は行ってはなりません。本年2月定例会で生水局長は、「改正児童福祉法施行後も、市町村の責任は後退することはない」と答えています。そのスタンスで、利用調整、待機児童対策に臨むと考えていいのか、お尋ねします。

(2) この項2点目は、倉敷市子ども・子育て支援事業計画素案から質問いたします。

① 今後五カ年の主要事業の「量の見込み」と「確保方策」についてであります。

ニーズ調査結果から見ると「量の見込み」に対して、認定区分2号、3号については現在の定員数が圧倒的に少ないと見受けられます。保育ニーズの実態を正確に捉え、事業計画に反映させることが必要であり、認可保育所を中心とした保育施設を確保することが重要です。見解を求めます。

(3) この項の3点目は、「公立幼稚園・公立保育園の適正配置計画」から質問いたします。

① この計画の趣旨の中で、「認定子ども園への移行などを実施し、本市の喫緊の課題である待機児童対策を図る」とあります。しかし、来年度開園する中州認定子ども園は2歳児保育を排除しています。7月1日現在、本市の待機児童数は35人、そのうち3歳未満児は30人。また、待機児童数にカウントされない未決定児といわれる子どもは549人、年齢内訳は「きっちり把握していないが、待機児童と同じ傾向」と説明を受けました。3歳未満児が圧倒的に多いにもかかわらず、中州認定子ども園は3歳未満児保育を実施しない。これで何故、認定子ども園への移行が待機児童対策になるのか、明確な理由を示して下さい。

② 次に、中州幼稚園の認定子ども園への移行の検証も出来ない段階での、H28年度からの強引な移行計画は中止すべきと考えますが、見解を求めます。

(4) この項4点目は、(仮称)倉敷市立中州認定子ども園について質問いたします。

① 大谷大学の長瀬美子先生は、月間『保育情報』8月号で、すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するにあたって、重要な点として4点指摘されています。

第1に、在園時間の違いがあっても、全員に安心できる安定した生活が保障されていなければならない。

第2に、在園時間の違いがあっても、各年齢にあった活動の保証が十分でなければならない。

第3に、ゼロから5歳までの子どもたちに、各時期にふさわしい他者との関係が作られなければならない。

第4に、上記の点を実現していく上で、保育の体制や職員同士、職員と保護者といったおとな同士の関係づくりが重要である。

大変重要な指摘だと思います。この4点の指摘に対して、当局はどのような感想をお持ちかお尋ねします。

(再質問) 前回の文教委員会で園児の一日の活動イメージが示されましたが、どのような教育・保育を行おうとしているのか、その姿が見えてきません。長瀬先生は次のような指摘もされています。

・「1号の子どもは教育だけ、3号の子どもは保育だけ、2号の子どもは朝来たときは保育で、まん中の時間は教育で、また後ろの時間は保育でというふうに、かけがえのない時期をつぎはぎで過ごす、そんな危険性が出てきている」こうした状態で、はたして全員が安心できる安定した生活が保障されるのでしょうか？

・また「長期休暇の期間の過ごし方をどうするのが大きな問題。2号認定の子どもたちにとって、これまでと違った、長期休暇をはさんでの計画の立て方が求められる」長期休暇中はただの預かりだけになってしまうのでしょうか、あわせて見解をお示してください。

② 次に、3歳未満児の受け入れを行わない理由として、昨年12月定例会で「円滑な運営のために」と答弁されました。「認定子ども園への移行で待機児童対策を図る」としている考えと矛盾しているのではありませんか。移行に不安があるのではありませんか。不安を抱えたままでの出発では、子どもの最善の利益が守られないと考えますがどうですか。

③ 次に、給食の外部委託についての問題です。今年度から水島保育園ほか2園の給食外部委託が行われています。外部委託については実施半年足らず、さらに検証さえ行われていないにもかかわらず、早急な外部委託はすべきではありません。「円滑な移行を図る」のであれば、職員同士がじかに相談しながら進められる、直営での実施こそ必要なのではありませんか、答弁を求めます。

(5) この項5点目は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(骨子案)から質問いたします。

① まず、児童の集団の規模及び施設・設備についてお尋ねします。平成19年10月19日、厚生

労働省は、「放課後児童クラブガイドライン」を作成し自治体に通知しました。この中で集団の規模、専用スペース面積の指針が示されました。「集団の規模は、おおむね 40 人程度まで」「専用スペースは、児童一人当たりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上」でありました。

しかし、この 7 年間の取り組みは、ガイドラインの実現には程遠く、現在、1 集団 40 人までのクラブは 87 クラブ中 26 クラブにとどまり、71 人以上のクラブは 9 クラブあります。これは「集団の規模は、70 人」「専用スペースは、児童一人当たり 1.29 m<sup>2</sup>以上」というスタンスできたからではありませんか。答弁を求めます。

施設・設備及び児童の集団の規模は省令では参酌する基準となっておりますが、「集団の規模は、おおむね 40 人程度まで」「専用スペースは、児童一人当たりおおむね 1.65 m<sup>2</sup>以上」とした市の基準の骨子案の取り組みを進めてもらいたい。そのためにも、市として入所希望者数の把握をしっかりと行って、施設整備方針を立てる必要があるのではないですか。現在、入所希望者数の把握は行っているのでしょうか、お尋ねします。

また、児童の集団の規模、専用スペースの面積について、市の基準の骨子案どおりにした場合、どの程度のクラブ数の増加が見込まれるのか、あわせてお示してください。

② 次に設備の「経過措置」についてお尋ねします。

設備の基準は、「経過措置」を設けることとしています。しかし、ガイドラインが示されて 7 年間でさえずるズルときているわけです。過密化を解消し、子どもの遊びや生活の場をきちっと保障するのは行政の役割です。経過措置であれば期限を明確にすることが必要です。子どもたちは今を生きています。答弁を求めます。

(6) この項最後は、産後ケア事業の充実を求めて質問いたします。

① この事業は、出産という大仕事をなすとげ、毎日の赤ちゃんの世話を一生懸命やっているのに、不安になったり、憂鬱な気分になったりで悩んでいるお母さんを支援をするものです。

出産後、退院したお母さんと赤ちゃん (28 日以内) が助産所に入所して、産後の母体管理や生活面での指導、乳房管理の指導など、産後の不安を解消するためのさまざまな保健指導を受けることができます。

倉敷市では、H10 年度から産後ケアに対する助成制度を実施し、お母さん方に大変喜ばれるよい事業となっています。しかしながら、利用者や事業者から「現状の助成額 9,000 円では利用料の半額にも満たない、助成額の拡充を」との声が寄せられています。東京都世田谷区では一泊二日のショートステイで、自己負担が 6,400 円となっており、倉敷市より手厚い助成を行っています。ぜひ、こうした他市の状況なども踏まえていただき、助成額を増額してもらいたいと考えます。答弁を求めます。

3. 医療・介護総合法による介護大改悪から市民を守るために、として質問いたします。

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」の成立で、介護保険法は、負担増と給付削減が目白押しで、介護保険制度創設以来の大改悪となります。今、国の制度改悪から利用者をどう守っていくのか、市の取り組みが問われます。その観点から2点質問いたします。

(1) 1点目は、要支援者を介護給付から締め出す「新たな介護予防・日常生活支援総合事業」(以下、総合事業と言います)についてお尋ねします。

今回の制度改悪の中で、最大の問題といわれているのが、要支援の人が利用する通所介護・訪問介護の見直しです。今後、全国一律の基準で運営される介護給付によるサービスは廃止され、市町村が独自に実施する「総合事業」としてサービスがおこなわれることとなります。

「総合事業」は、①運営、人員、単価など、国として一律の基準は定めない、②費用を削減するためにNPO、民間企業、ボランティアによるサービス提供も可能とする、③事業を委託する単価は、現在の介護報酬以下に設定する、④利用料は、要介護者の利用者負担割合1割を下回らない、⑤総合事業費の伸びは、後期高齢者の被保険者数の伸び以下に抑える、とされ負担増と給付削減が想定されています。そこで、市としての取り組みについて質問いたします。

① まず、現在の要支援者が「総合事業」に移行することにより、これまでどおりの専門職によるサービスを受けることができるのか市の見解を伺いたい。利用者が専門職によるヘルパーやデイサービスを希望した場合、本人の希望をかなえて当然と考えますが、どうですか。

また、予算の制約により、これまでどおりのサービスが受けられなくなってはなりません。利用者が必要なサービスを受けることができるように、予算措置等の充実を求めますが、市の見解をお伺いします。

② 次に、専門職による支援を減らし、要支援者自体を減らす強力な手段として自治体窓口での「チェックリスト」による選別が想定されています。自治体窓口での「チェックリスト」による選別で、要介護認定すら受けさせない人を作る水際作戦はあってはなりません。市の見解をお尋ねします。

(2) この項の2点目は、「制度改正」による影響について質問します。

①来年8月から一定以上の所得がある人の利用者負担は、現在の1割から2割になる。②来年4月から特別養護老人ホームへの入所は、要介護3以上に限られ、「軽度者」が締め出される。③特養ホームや老人保健施設などに入居したさい、低所得者の負担軽減を図る補足給付を見直す、としています。低所得者にも容赦ない負担増を迫るものです。

保険料を払っているにもかかわらず、必要なサービスが受けられない、負担が増える、こんなことは許されていないはずがありません。市はこの「制度改正」による影響をどのように把握しているのかお尋ねします。